

## 個人住民税の公的年金からの特別徴収について

65歳以上で公的年金等を受給している方に対して、平成21年度から、公的年金等に係る住民税額を公的年金等から差し引く(特別徴収)制度が開始されました。

公的年金等の支払者(年金保険者)が2ヶ月に一度、年金を支払う際に介護保険料などと併せて住民税の引き落としを行い、翌月10日までに市区町村に納入します。

### (1)公的年金特別徴収の対象者

次の条件を満たしている公的年金等の受給者は、公的年金から住民税が特別徴収されます。

- ① 公的年金等を受給されていて、公的年金等所得に係る住民税の納税義務のある方
- ② その年の4月1日現在65歳以上の方
- ③ 介護保険料が年金から引き落とされている方

※ 老齢基礎年金等の支給額が年額18万円未満の方や、当該市区町村の介護保険の特別徴収対象被保険者でない場合は普通徴収となります。

### (2)公的年金特別徴収の対象となる年金

国民年金法による老齢基礎年金 など

※ 障害年金及び遺族年金など非課税の年金は、特別徴収の対象にはなりません。

### (3)特別徴収税額

65歳以上の公的年金等所得に係る住民税額のみが特別徴収の対象となります。公的年金等以外の不動産所得や事業所得などに係る税額は、普通徴収となります。

65歳未満の公的年金等所得に係る税額は、給与特別徴収合算又は普通徴収となります。

#### (4)徴収方法

普通徴収の納期 :6月、8月、10月、12月

公的年金特別徴収 :4月、6月、8月、10月、12月、2月

##### ① その年において新たに特別徴収の対象となった方

前年中の公的年金等所得に係る住民税額の 1/2 相当額を普通徴収(1・2 期)で徴収します。

当該年度の 10・12・2 月の年金から、前年中の公的年金等所得に係る住民税額の残り 1/2 に相当する額を 1/3 ずつ特別徴収します。

| 徴収方法  | 普通徴収         |              | 特別徴収         |              |              |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 税額    | ①年税額の 1/2 相当 |              | ②年税額の 1/2 相当 |              |              |
| 年金支給月 | 6 月(1 期)     | 8 月(2 期)     | 10 月         | 12 月         | 2 月          |
| 徴収税額  | ①×1/2<br>相当額 | ①×1/2<br>相当額 | ②×1/3<br>相当額 | ②×1/3<br>相当額 | ②×1/3<br>相当額 |

#### 【計算例】 住民税の年税額が 12,000 円の場合

| 徴収方法  | 普通徴収     |          | 特別徴収    |         |         |
|-------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 税額    | 6,000 円  |          | 6,000 円 |         |         |
| 年金支給月 | 6 月(1 期) | 8 月(2 期) | 10 月    | 12 月    | 2 月     |
| 徴収税額  | 3,000 円  | 3,000 円  | 2,000 円 | 2,000 円 | 2,000 円 |

② 前年度において、既に特別徴収の対象となっている方

前年度に特別徴収の対象だった方については、前半(4・6・8月)においては、前年度の公的年金等所得に係る年税額の1/2相当額の1/3相当額を差し引きます(仮徴収)。

後半(10・12・2月)においては、前年中の公的年金等所得に係る年税額から、前半(仮徴収)分を控除した額の1/3相当額を差し引きます(本徴収)。

| 徴収方法  | 特別徴収          |              |              |              |              |              |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|       | 仮徴収           |              |              | 本徴収          |              |              |
| 区分    |               |              |              |              |              |              |
| 税額    | ①前年度年税額の1/2相当 |              |              | ②本年度年税額－仮徴収額 |              |              |
| 年金支給月 | 4月            | 6月           | 8月           | 10月          | 12月          | 2月           |
| 徴収税額  | ①×1/3<br>相当額  | ①×1/3<br>相当額 | ①×1/3<br>相当額 | ①×1/3<br>相当額 | ①×1/3<br>相当額 | ①×1/3<br>相当額 |

【計算例】 年税額が前年度 18,000 円、今年度 24,000 円の場合

| 徴収方法  | 特別徴収    |         |         |          |         |         |
|-------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
|       | 仮徴収     |         |         | 本徴収      |         |         |
| 区分    |         |         |         |          |         |         |
| 税額    | 9,000 円 |         |         | 15,000 円 |         |         |
| 年金支給月 | 4月      | 6月      | 8月      | 10月      | 12月     | 2月      |
| 徴収税額  | 3,000 円 | 3,000 円 | 3,000 円 | 5,000 円  | 5,000 円 | 5,000 円 |

③ 年金特別徴収の中止

公的年金特別徴収の対象者について、年度の途中で下記条件に該当することになった場合は、特別徴収は原則中止となり、徴収できなかった分については、普通徴収への切り替えとなります。なお、納税者からの要望による中止はできません。

ア 年金特別徴収税額が変更となる場合

イ 他市区町村への転出・死亡の場合

ウ 介護保険の特別徴収対象被保険者でなくなった場合 など

※ 仮徴収の停止(前年度の本徴収額がない場合)

仮徴収の要件として、「前年の10月1日から翌年の3月31までの間における特別徴収対象年金給付の際、本徴収額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者」とされています。

このため、仮徴収で年税額を引ききれず、本徴収額が発生しなかった場合、翌年度は仮徴収ができず、一旦普通徴収となります。